

感染再拡大抑制期間(沖縄県対処方針)

【要請期間】令和4年2月21日(月)～3月31日(木)

基本的な
考え方

新型コロナウイルスの感染再拡大抑制に向け、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。

区 域

沖縄県全域

【感染の再拡大を防止するための対策】

現況

- まん延防止等重点措置の指定に伴う措置により、爆発的な急拡大を抑えられたところですが、子ども達と高齢者を含む全年代で持続的に流行が続いています。
- 昨年は、一旦落ち着いていた同時期に、年度末の送別会等やイベント等による接触機会の増加により、第4波が発生しました。
- 社会インフラを維持し、感染の再拡大を抑制するためには、「基本的な感染防止対策の徹底」「ワクチン接種の推進」に加え、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控える必要があります。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて原点に立ち返り、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、基本的な感染防止対策の「人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」「マスクの正しい着用」「毎日の検温等の健康観察」を実行してください。少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用の上、かかりつけ医への相談・県コールセンターへの問い合わせをお願いします。

県の方針及び取り組み

- 県は感染の再拡大を防止し医療提供体制を維持する為 オミクロン株の特徴を踏まえた以下の対策を実施
①高齢者への対策(福祉施設対策) ②子どもへの対策(家庭内感染防止、学校・保育PCR)
③水際対策(来訪前PCR等検査の徹底) ④ワクチン接種の加速(福祉施設への接種、広域での事業者接種)
- 感染再拡大の傾向が見られる場合は、リバウンドを防ぐためにまん延防止等重点措置の指定要請を検討する。
※目安:新規陽性者数7日間合計前週比2倍超の増加
又は 病床使用率:各圏域60%以上(入院者数が増加し入院調整の困難が生じる水準)

県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

外出及び移動に関する要請

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること**
 - ・ 人との距離(マスク有りでも1m)が確保出来ない場所や換気が不十分な施設などは避ける
 - ・ できるだけ同居家族や普段行動を共にしている仲間と行動する
 - ・ 業種別ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控える
- **県外との往来について、まん延防止等重点措置指定都道府県との往来はお控え願います
(「検査を受け陰性を確認した場合」「受験・受診・仕事等の必要な場合」は除く)**
 - ・ その他地域との往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
 - ・ 出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。
- **離島への往来については、来島自粛を求めている場合があるため、往来する離島の受入状況等について各離島市町村のHP等で確認すること。**
 - ・ 体調不良の際は中止または延期を検討すること。また ワクチン接種の完了または事前のPCR等検査を受検すること
- **模合、送別会等、飲食を伴う場合は、4人以下・3密をさけ・2時間以内で開催すること。**
 - ・ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と開催すること
- **毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控えること**

県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

基本的な感染防止対策に関する要請

- 人との距離の確保、マスクの正しい着用(不織布マスクの推奨)、小まめな手洗い・手指消毒、「密集・密接、密閉」の回避(ゼロ密を目指そう)、屋内・車内の十分な換気の徹底
- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンター(098-866-2129)を利用ください。
- 家庭内感染が多いことから、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行い、子どもの感染防止策を徹底すること
- 高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすこと
- オミクロン株においても、3回目接種によりワクチンの効果が回復することが示されています。
2回目接種完了後6か月経過後は、速やかに3回目接種をお願いします。
- 厚生労働省の専門家会議によると、ワクチン接種者は、入院を必要とする割合が未接種者より低くなっています「重症化予防」「発症予防」等の効果が期待されています。1回目2回目接種も是非前向きに検討してください。
- 感染の広がりに不安のある方は、3月31日まで無料PCR等検査を延長しますので、受検を検討ください。
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

※改めて原点に立ち返り、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

会食（飲食）に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと
 - ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
 - ◆ 大人数での会食を実施する場合は、検査陰性者で行うこと（対象者は全員検査）
 - ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（大声を出さない、会話時のマスク着用 等）
 - ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
 - ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと（特に飲食を伴う場）

※4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前：法によらない協力依頼】

【来訪後：法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、**大人数(5人以上)の会食をお控えください。**
- 感染が拡大している地域(まん延防止等重点措置の指定地域等)からの来訪は政府の基本的対処方針に従いお控え願います。(「**検査を受け陰性を確認した場合**」「受験・受診・仕事等の必要な場合」は除く)
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。
なお、国において羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施しております(1月20日～2月28日まで(注1))
- ※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- **来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。**
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)
電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00～21:00(年中無休)
○修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

注1：https://corona.go.jp/passengers_monitoring/ 内閣官房HP羽田空港等と沖縄県内の空港との間を結ぶ便の搭乗者を対象とした無料検査

飲食店等への要請

【法第24条第9項：協力要請】【法によらない協力依頼：働きかけ】

対象施設	<p>[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く) [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請内容	<p>〔感染防止対策の協力要請〕</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)</u><ul style="list-style-type: none">・ 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止(利用者への検温)・ 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・ 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)・ アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止)➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外: 感染防止対策認証店が対象者全員の陰性確認を実施した場合や介護・介助の場合)</u><ul style="list-style-type: none">(＊結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)◆ <u>利用を2時間以内とするよう呼びかけ(法によらない協力依頼)</u>

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項：協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

- ・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。
- ・大声あり → 十分な人ととの間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- ▶ 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底とともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- ▶ 参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- ▶ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- ▶ 島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- ▶ 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること
(詳細は「[イベントの開催制限について](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html)(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>)」を確認)

施設に対する要請

【法第24条第9項：協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)
 - ・ 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
(特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと)
 - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - ・ 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
 - ・ 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
 - ・ 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - ・ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
 - ・ ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。
- 利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

事業者・経済界への要請

- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、事業の特性を踏まえ、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は、早急に策定)を行うこと。また、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努めること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること
- 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

福祉施設への要請

- 従業員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- マスク着用や手指消毒、換気の徹底など感染対策の再確認・強化を行うこと
- 高齢者等福祉施設利用者への感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討するとともに、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設では動線の分離など、地域の流行状況や施設の特性に応じた感染対策を行うこと
- 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
- 従業員向け定期PCR検査へ積極的に参加すること
- ワクチン接種を勧奨すること(1・2回目及び3回目)
- 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと

【法第24条第9項：協力要請】

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談センター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- ワクチン接種を推進する。特に高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種を加速化する。
- 保育所等では、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、引き続き基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して注意喚起を行うよう依頼する。

【法第24条第9項：協力要請】

学校等への要請

- 「学びの保障」の観点から、原則、通常登校とする。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。小中学校は、県立学校の対応等を参考に地域や学校の状況を踏まえて判断するよう、市町村教育委員会に依頼する。
- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動(※)については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える。感染が拡大していない地域でも、慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- 部活動は、感染リスクが高い活動(※)を控えるなど感染防止対策を徹底し、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的実施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

※例：音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動
学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等
(オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について【第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会】より)

季節の行事に対する注意喚起

①帰省・卒業旅行について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了又は来訪前のPCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ **帰省・旅行**前10日間は健康チェックを行い、体調不良時は**帰省・旅行の延期**を検討ください。
- ◆ 沖縄到着後に体調不良時は、県コールセンター(098-866-2129)へ問合せし外出はお控えください。

②卒業祝い・送別会などの会食について

- ◆ 会食の頻度を減らし(特に連日の会食)、**4人以下2時間以内**としてください(自宅開催でも)。
- ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と実施願います。
- ◆ 大人数での会食を実施する場合は、検査陰性者で行うこと(対象者は全員検査)
- ◆ 感染対策が行われている「感染防止対策認証店」を選択してください。

③受験等で県外と往来する皆様へ

- ◆ 日々体調管理を行い、他県との往来前にはPCR等検査を行い陰性確認をお願いします。
- ◆ 訪問先での受験以外の不要な外出は控え、混雑した場所や不特定多数との会食はお控えください。

季節行事での感染対策をお願いします。



生年祝いなどの季節の行事を開催する場合は、

- 同居家族等のいつも一緒にいる方とする
- マスク着用等の基本的な感染対策を徹底する

ようお願いします。

会食は、
同居家族等のいつも一緒にいる方と

4人以下 / **2時間以内**

飲食店等は



を選んでください。

季節の行事でのお願いごと ～送別会・卒業祝いなどの会食編～

会食の頻度を減らし
(特に連日の会食)、
4人以下2時間以内
としてください。

25日 (金)	26日 (土)	27日 (日)
職場の 飲み会	模合	BBQ

感染防止対策認証店を
ご利用ください。
認証店の検索はこちら ↓



飲食店の求める
感染防止対策に
協力してください。
※大声を出さない、
会話時のマスク着用など。



オミクロン株による感染実例

保育園及び幼稚園での事例

- 園児を朝の会でU字座らせたり、昼食の際に自由に座らせたりするなど、密になる状況があり感染が広まった。



学校での登下校・屋外活動

- オミクロン株の感染力の強さにより、マスクを外しての屋外活動で感染が広がった。
- 登下校の際にマスクなしや正しい着用をしていないために感染が広がった。



部活動の合同練習等

- 競技中に発声や身体的接触を伴う屋内での競技の合同練習・練習試合により参加した複数校で感染が広まった。



高齢者施設での事例

- 入所者がマスクを着用せずに食事やレクリエーション活動をするなど、感染防止対策が不十分なため感染拡大。
- マスクを着用せず入所者の介助を行った。（着用していても耳元で大声で話さざるを得ないケースもあり。）



通所サービスの送迎

- 送迎バスの換気が不十分だったため、バス内で感染が広まった。



職場での事例

- 換気が不十分な事務室や休憩所・更衣室での従業員同士の接触を通じて感染が拡大。





コロナ感染拡大警報



県内では以下の市及び保健所管内で、新型コロナウィルスの感染者が**増加傾向**
(人口10万人あたり200人超)にあります。

感染者が増加傾向にある市町村

○○市、○○保健所管内

また、以下の圏域においては、病床使用率が上昇しており医療のひっ迫が懸念されます。

医療のひっ迫が懸念される圏域

○○圏域

上記に該当する市町村におかれましてはリバウンド防止のため、住民の方々へ以下の呼びかけを行い、感染拡大の防止をお願いします。

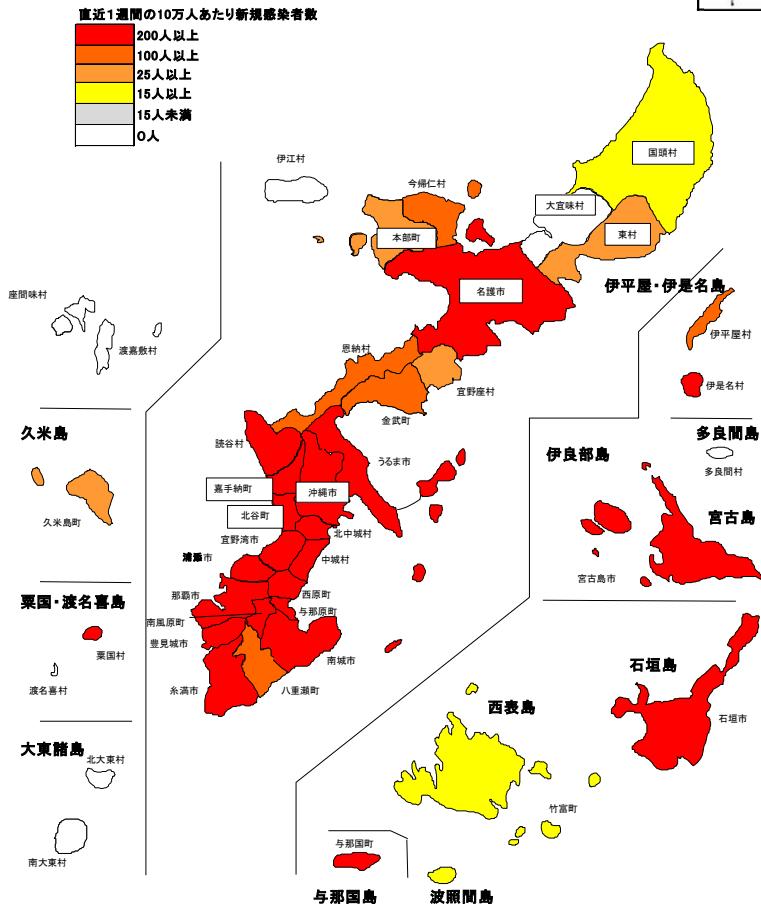


- 混雑している場所への外出は控えてください
- 夜間の会食は控え、4人以下2時間以内で実施
- 体調不良時は出勤・登校・登園等は控えてください



県内の感染・医療体制の状況

市町村別

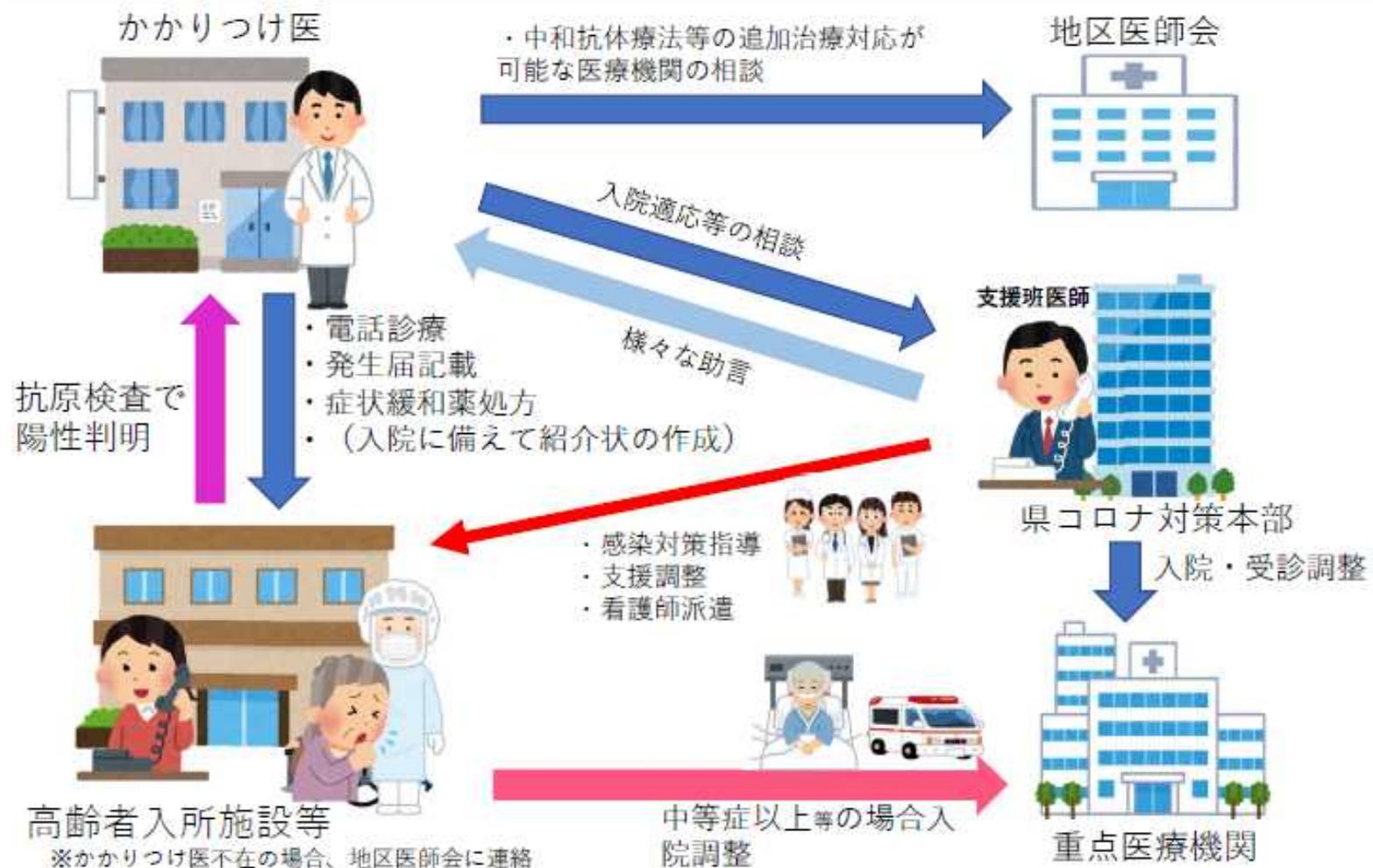


	人口10万人あたり 新規陽性者数
	病床使用率

圏域別

圏域	圏域内 市町村	2/16時点
本島	本島内市町村	262.70人
		49.7%
本島 周辺離島	伊江村、渡嘉敷村、 座間味村、粟国村、 渡名喜村、南大東村、 北大東村、伊平屋村、 伊是名村、久米島町	68.25人
宮古	宮古島市、多良間村	187.05人
		39.4%
八重山	石垣市、竹富町、 与那国町	345.94人
		20.5%
県全体	全市町村（県外等除く）	260.45人
		46.6%

高齢者入所施設等の支援体制スキーム



学校・保育PCR検査の強化

現状・課題

- 第6波においては、第5波を大きく超える学校等での発生があり、検査まで時間を要していたため、学校においては接触者は含めず濃厚接触者のみを検査することとなっている。
(保育所、幼稚園、学童、児童デイサービス等は接触者も含めた検査を継続)
- 外部業者による検体回収が追い付かず、学校現場に負担が掛かっている。
- 陽性者に占める10代以下の割合は3割を超えていたため、接触者も含めた幅広い検査再開が必要である。

強化策

クラス単位（濃厚接触者＋接触者）全員検査の再開

検査枠の拡充

2700件枠／日



- 県内検査枠増
- 県外検査機関の活用

1000件枠／日

運営体制の強化

強化

●検体回収体制

(想定件数：40校／日)

現状：20校／日



現場派遣チーム数増

負担軽減策

外部業者による

- 容器配布体制
- 結果連絡体制 など

※想定件数を上回る場合は、既存の接触者PCR検査センターの活用や、地域における配布・回収の拠点化など臨機な対応を検討

県の強化する取組

那覇空港及び離島空港における検査体制の強化

那覇空港

I 検査枠の拡充(1,000件/日→1,500件/日)

- PCR検査 : 300件 (12/24) → 500件 (12/25) → 500件 (1/19)
- 抗原検査 : 700件 (12/24) → 500件 (12/25) → 1,000件 (1/19)

II 検査対応時間の延長(現在:9時~20時→延長:9時~23時)

- 臨時運用 : 1月8~10日
- 本格運用 : 2月1日~

本土から直行便の就航している離島空港

I 検査結果通知の迅速化(宮古空港、下地島空港、新石垣空港)

- 12月まで : 14時までの検体採取分は翌日中
14時以降の検体採取分は翌々日中
- 1月から : 当日又は翌日中

II 検査枠の拡充(300件/日→500件/日)

- 宮古空港、新石垣空港 (1月から) : 100件/日→150件/日
- 下地島空港、久米島空港 (1月から) : 50件/日→100件/日

県の強化する取組



沖縄県ワクチン追加接種推進期間



1 目的

医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種の前倒しに積極的に取組む。

また、追加接種の予約状況に応じて、接種の対象者を64歳以下の者まで拡大し、早期のワクチン接種を呼びかけ、追加接種の推進を図る。

2 期間

令和4年2月5日～令和4年3月31日

3 取組内容

市町村

沖縄県

- (1) 県広域ワクチン接種センターの運営開始(R4. 2/5~)
2回目接種から6か月以上経過した64歳以下の者
にも対象拡大
 - (2) 市町村の集団接種会場の弾力的運用及び接種対象者への接種券の速やかな発送について文書依頼
 - (3) 新型コロナウイルスワクチンに関する県民意識調査の実施及び結果の公表
 - (4) 追加接種及び交互接種等の広報強化

沖縄県広域ワクチン接種センター企業・団体接種について



概要

県内の企業・団体の感染対策の強化を図るとともに、県全体の接種を促進させるため、沖縄県広域ワクチン接種センターにおいて、企業・団体単位での予約・接種を実施する。

企業・団体枠

各接種日ごとに北部は50名、中南部は100名程度、企業・団体枠を設ける。

接種に必要なもの

- ・接種券
- ・本人確認書類
- ・初回（1回目、2回目）接種の記録書

申込要件

- ①沖縄県内に事業所又は事務所がある企業・団体等
※複数企業・団体の集合体でも可
- ②被接種者20人以上
※被接種者：沖縄県内在住の18歳以上の方で2回目接種から6か月経過した方
- ③被接種者の名簿管理及び接種券の確認を行うこと
- ④複数企業・団体で申し込む場合、代表となる企業・団体で全体の取りまとめを行うこと

スケジュール

- ①～10日前
沖縄県ワクチン接種等戦略課あて、申込書を提出
- ②7日前
沖縄県から申込み団体・企業あて接種日時の提示、接種希望者名簿（様式）の送付
- ③～3日前（土日祝祭日除く）
申込み団体・企業から沖縄県あて、接種希望者の名簿を提出
- ④接種当日
接種に必要なものを持参のうえ、沖縄県広域ワクチン接種センターにて接種